

美深町開業医誘致制度のご案内

美深町に新たに診療所を開設する開業医（医師または医療法人）に対し、診療所の開設・運営に係る費用の一部を補助します。



*** 補助対象者 ***

- 補助対象となる開業医は、次のいずれにも該当する方とします。
- (1) 町内に居住し、地域医療への関心が高く積極的に医療活動を行おうとする方。
(診療所開設までに町内に転入して居住する方を含みます)
 - (2) 町内で新たに開設する診療所において、継続して10年以上診療を行う方。
(町長が認める診療科の診療を行う方とします)

*** 補助金の種類 ***

補助金名	対象経費及び補助金の限度額など
(1) 取得費補助金	土地、建物及び医療機器等の取得価格の $\frac{2}{3}$ 相当額 (1) 土地 500万円限度 (2) 建物 5,000万円限度 (3) 医療機器等 3,000万円限度
(2) 賃借料補助金	土地、建物及び医療機器等の賃借料の $\frac{2}{3}$ 相当額 (1) 土地 年額60万円限度 (2) 建物 年額400万円限度 (3) 医療機器等 年額400万円限度 補助期間 賃借開始の日の属する月の翌月から起算して60か月以内
(3) 人材確保対策補助金	新規開設診療所の就業者で、1年を超えて常時雇用される者の雇用に係る経費で、次の職種区分に応じた金額。 (1) 看護師、准看護師、薬剤師等 1人につき年額150万円限度 (2) 助手、事務職 1人につき年額100万円限度 補助期間 新たに雇用した日から24か月以内
(4) 経営安定化支援補助金	新規開設診療所の事業運営に要する経費 補助金限度額 年額500万円 補助期間 診療を開始した日から36か月以内

- ※ 土地及び建物に係る補助金は、取得費補助と賃借料補助を重複して受けられません。
- ※ 医療機器等に係る補助金は、取得費補助と賃借料補助を重複して受けることができます。ただし、補助金の額は、取得費補助金の額が限度となります。
- ※ 他にも要件や必要な手続きがありますので、事前の相談をお願いします。



◎制度に関するご相談・お問合せはこちらまで！

美深町役場 保健福祉課

〒098-2252 北海道中川郡美深町字西町18番地

電話01656-2-1685 FAX01656-2-1626

E-mail:b-hoken@town.bifuka.hokkaido.jp